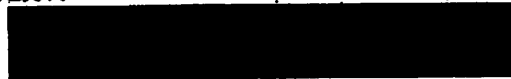


裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成 30 年 6 月 5 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成 30 年 5 月 25 日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 26 年 3 月 24 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、平成 30 年 5 月 25 日付けで、請求人に対し、同年 6 月分保護費から住宅費を削除する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、平成 30 年 6 月 5 日、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

請求人が6月分の住宅費を支払うのはおかしくて、不当である。

(2) 審理員は、平成30年11月8日付けで、後記2・処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また、令和3年7月30日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある。

ア 平成30年5月25日付けの本件処分通知書には、保護決定理由として、「6月分住宅費を削除します。(新住居の家賃自弁済み)」との記載があり、住宅扶助額欄については記載がない。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年11月6日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件処分に至る経過

平成26年3月24日 請求人の生活保護を開始。

平成29年11月6日 家庭訪問時、請求人より「隣に住人が越して来たが、話し声や物音の生活音が気になる」との申し出がある。

平成30年3月7日 家庭訪問時、請求人より、住居が4階で階段しかなく、足や腰の痛みにより自身が動けなくなったらという不安を感じているため、住居の管理会社に5月末で転居することを伝えたという報告がある。請求人へは、自費転居となるので、転居に関しての扶助は出来ないことを伝え、請求人は、「分かっています。お金に余裕がないのでゼロゼロ物件で探します。」と返答する。

平成30年4月23日 請求人が重要事項説明書を持参(平成30年5月31日転居予定)したため、自費転居であるので転居は認めるが、重要事項説明書にある住居が転居先住居として問題がないかを所内協議して判断するので、所内協議の結果が出るまで住居の契約を行わないよう説明する。

平成 30 年 4 月 24 日 所内協議を行い、転居先物件として問題がないと判断し、転居を認める。請求人へ電話し、転居先物件として問題がないので、転居を認めると説明し、住居の契約をしたら、住宅費証明書・賃貸契約書を提出するよう指導する。

平成 30 年 5 月 10 日 請求人が、転居先住居の住宅費証明書・賃貸契約書を提出に来所する。住宅費証明書により、5 月分日割家賃、6 月分家賃が納入済みであることを確認する。

平成 30 年 5 月 25 日 本件処分。

平成 30 年 5 月 30 日 請求人より処分庁に電話があり、本件処分通知が届いたが、なぜ住宅費が支給されないのか？と質問がある。担当ケースワーカーが不在で即答できなかったため、明日、担当ケースワーカーから請求人へ電話することを伝える。

平成 30 年 5 月 31 日 始業と同時に請求人より電話があり、6 月分住宅費について、なぜ支給されないのか？と質問がある。請求人へは、自費転居であり、住居の契約（契約日は平成 30 年 5 月 7 日）の際、自身で家賃を支払っており、自弁出来ているので支給しないことを説明する。請求人より、どうしても住宅費が支給されないのならば不服申し立てをしたいので、連絡先を教えてほしいと要望があったため、大阪府を案内する。請求人との電話を終え、暫くしてから大阪府より、請求人から審査請求についての電話があったという連絡がある。

平成 30 年 6 月 4 日 転居先の社会福祉協議会より、本日、請求人から生活費が足りないということで借入の相談を受けたという情報提供がある。請求人は転居により、平成 30 年 5 月 31 日に転居先の実施機関に保護申請していたため、転居先の社会福祉協議会の担当者が転居先の実施機関へ確認したところ、請求人は保護申請日に手持金 40,000 円を保有していたとの回答を受けた。その回答を受け、請求人へ手持金を何に消費したのか問い合わせたところ、転居したので必要なものを買ったという返答であったため、請求人へ生活費が少ない状態で簡単に手持金を消費するのは問題であるため生活費を貸すことはできないことを説明し、貸付を断ったとのことであった。

イ 本件処分の正当性について

今回の転居に際し、請求人には転居指導による転居ではないので、転居費用を支給

することはできず、自費での転居であれば転居を認めることを説明し、請求人も平成30年3月7日の家庭訪問時に「理解している」と返答している。

また、請求人は、処分庁へ6月分家賃の支払いが困難であるとの相談をすることなく、平成30年5月7日に転居先住居の契約を行い、6月分家賃も支払っている。

法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めているところ、転居先の社会福祉協議会からの情報提供によると、請求人は、平成30年5月31日時点で40,000円の手持金を保有していることから、6月分家賃を支払っても5月中の生活は維持できていたわけであり、6月中の生活についても、既に6月分家賃は支払っていたため、6月分住宅費を扶助しなくても最低限度の生活を維持することは可能であった。したがって、処分庁は、請求人が6月中の最低限度の生活を維持できるため、6月分住宅費を扶助しないことを決定したものである。

以上のとおり、本件処分については、違法又は不当な点はないことから、本件審査請求は「理由なし」として棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年5月10日に処分庁が受理した住宅費証明書には、家賃は月額40,000円であり、賃料は同年6月分まで納入済である旨の記載がある。

イ 平成30年5月10日付けのケース記録票には、「住宅費証明書より日割家賃（5月31日分）1,290円 6月分家賃納入済を確認。6月分家賃（現住居の家賃42,000円）については削除する。（略）7月1日付で転居先の実施機関へ移管とする。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を

基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

- (3) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。

生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の第7の4の(1)のAは、「保護の基準別表第3の1の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合又は居住する住居が自己の所有に属し、かつ住居の所在する土地に地代等を要する場合に認定すること。」と定めている。

2 本件処分について

- (1) 本件についてみると、処分庁は、請求人の転居について、転居指導による転居ではないことから転居費用の支給対象とならないこと、平成30年5月31日分及び同年6月分の家賃を自費で支払っていること、また、家賃を自費で支払った後の手持金により、同6月分の住宅費を扶助しなくても最低限度の生活を維持できると判断したことから本件処分を行った旨を主張する。

住宅扶助は、前記1(3)のとおり、「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」に対して行われるものであり、被保護者が居住する住居が借家であって家賃を必要とする場合は、前記1(4)に照らし、認定の対象となるものである。

しかし、処分庁は、本件処分時点において、請求人が「困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者」に該当するとして生活扶助を継続して実施すると判断した一方で、平成30年6月分の家賃が発生し、家賃を自費で支払った請求人について、「居住する住居が借家若しくは借間であって家賃、間代等を必要とする場合」に該当しないと判断した法的根拠等について明確に主張していない。

また、処分庁の主張によると、処分庁が本件処分の理由にあげる手持金の存在について情報提供を受けたのは平成30年6月4日であり、本件処分時の同年5月25日においては、処分庁は手持金の存在を把握していなかったことから、手持金の存在に係る処分庁の主張は失当である。

- (2) 以上のとおり、処分庁が、平成30年6月分家賃について、住宅扶助を支給しないこととした判断は適正を欠き、本件処分は取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年10月11日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

